

# 「労使間のトラブル相談」重点受付週間の

## お知らせ（解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ など）

### ◎重点受付週間

期間：令和4年10月24日（月）～10月30日（日）

☆平日は相談時間を延長します。また、土曜・日曜も相談を受け付けます。

平日 午前8時30分～午後8時  
（来所の受付は午後7時まで）

土・日 午前9時～午後5時  
（来所の受付は午後4時まで）



ご利用は  
**無料**

場 所：佐賀県労働委員会事務局（佐賀県庁南館3階）

※来所の相談については、事前予約をおすすめします。



◎重点受付週間以外の平日でも、**解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ**などの労使間トラブルの相談を通年無料で行っています。

ご相談は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、電話もしくは来所にてお受けしています。

秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。



問合せ先 **佐賀県労働委員会事務局**

**電話：0952(25)7242** FAX:0952(25)7324  
〒840-8570 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階

※案内図は裏面参照



佐賀県

# 佐賀県労働委員会事務局案内図

